

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市地区活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市地区活動センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略</p>																		
<p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 1385 1070 1428"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1385 685 1428">区分</th> <th data-bbox="685 1385 1070 1428">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料			<p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1385 2069 1428"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1385 1429 1428">区分</th> <th data-bbox="1429 1385 1532 1428">午前9</th> <th data-bbox="1532 1385 1635 1428">正午か</th> <th data-bbox="1635 1385 1738 1428">午後5</th> <th data-bbox="1738 1385 1841 1428">午前9</th> <th data-bbox="1841 1385 1944 1428">正午か</th> <th data-bbox="1944 1385 2069 1428">午前9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9	正午か	午後5	午前9	正午か	午前9							
区分	使用料																		
区分	午前9	正午か	午後5	午前9	正午か	午前9													

改正後			改正前						
			時から 正午ま で	ら午後 5時ま で	時から 午後9 時まで	時から 午後5 時まで	ら午後 9時ま で	時から 午後9 時まで	
青山地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	料理実習室	450円	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	
	ギャラリー	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	ホール	900円（体育の目的で使用する場合にあつては、300円）	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円	
	第1集会室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第2集会室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第3集会室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第4集会室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第5集会室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第6集会室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
仙北地区活動センター（1時間までごとに）	軽運動室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第1料理実習室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第2料理実習室	600円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	
	音楽室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第1集会室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	第2集会室	600円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	
	第3集会室	600円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	
	第4集会室	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
厨川地区活動センター	体育館	300円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	

改正後				改正前							
ター (1時間までごとに)	集会室		300円	区活動センター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
松園地区活動センター (1時間までごとに)	体育館		300円	松園地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室		450円		料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第1集会室		600円		第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室		300円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第3集会室		300円		第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
加賀野地区活動センター (1時間までごとに)	体育館		300円	加賀野地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室		300円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室		300円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室		300円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
中野地区活動センター (1時間までごとに)	体育館		300円	中野地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室		300円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室		300円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室		600円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
みたけ地区活動センター (1時間までごとに)	体育館		300円	みたけ地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室		300円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室		450円		第1集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第2集会室		300円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第3集会室		300円		第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第4集会室		300円		第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第5集会室		300円		第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第6集会室		600円		第6集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
太田地区活動センター (1時間までごとに)	体育館		300円	太田地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室		300円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室		300円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後			改正前							
	第2集会室	450円	一	第2集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第3集会室	450円		第3集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第4集会室	450円		第4集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第5集会室	300円		第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
土淵地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	土淵地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	600円		第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	300円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第3集会室	300円		第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
緑が丘地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	緑が丘地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	300円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	600円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山岸地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	山岸地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	450円		第1集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第2集会室	300円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
本宮地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	本宮地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	600円		第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	600円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
仁王地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	仁王地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	集会室	600円		集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

備考

1 体育館を体育以外の目的で使用する場合は、この表に

備考

1 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の3倍

改正後	改正前
<p data-bbox="210 177 792 209">より算定した額の3倍に相当する額とする。</p> <p data-bbox="181 225 1120 300">2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p>	<p data-bbox="1207 177 1733 209">に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p data-bbox="1178 225 2121 344">2 暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。</p> <p data-bbox="1207 360 1850 392">(1) 青山地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 408 1592 440">(2) 仙北地区活動センター</p> <p data-bbox="1207 456 1850 488">(3) 厨川地区活動センター（集会室に限る。）</p> <p data-bbox="1207 504 1850 536">(4) 松園地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 552 1879 584">(5) 加賀野地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 600 1850 632">(6) 中野地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 647 1879 679">(7) みたけ地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 695 1850 727">(8) 太田地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 743 1879 775">(9) 緑が丘地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 791 1850 823">(10) 山岸地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 839 1850 871">(11) 本宮地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p data-bbox="1207 887 1850 919">(12) 仁王地区活動センター（体育館を除く。）</p>